

## 佐賀市高齢者保健福祉計画策定について

### 1 策定の根拠

本計画は、老人福祉法第20条の8に定める「市町村老人福祉計画」として、介護保険の給付対象および給付対象外の高齢者の介護予防や福祉事業を含めた地域における高齢者保健福祉事業全般にかかる計画として位置づけられます。

一方、介護保険法第117条に定める「市町村介護保険事業計画」は、介護保険事業の円滑な実施に関する計画として、「市町村老人福祉計画」との強い連携が求められる計画ですが、佐賀市の介護保険の保険者である佐賀中部広域連合（構成市町：佐賀市、多久市、小城市、神埼市、吉野ヶ里町）が策定することになります。

今回は令和6年度から令和8年度までの計画策定となります。

#### 「市町村老人福祉計画（老人福祉法第20条の8）」

##### →佐賀市が策定

高齢者施策全般に関わる理念や基本的な方針、目標を定めた計画であり、高齢者の福祉に関わる総合的な計画です。

#### 「市町村介護保険事業計画（介護保険法第117条）」

##### →佐賀中部広域連合が策定

適正な介護保険サービスの実施量および地域支援事業に関する事業量等を見込むとともに、それに基づく介護保険料を算定する計画です。

### 2 策定の目的

- ・地域の高齢者の保健福祉サービスに対する需要と将来必要と予想される量を明らかにしつつ、将来必要とされるサービスの量の確保、並びに供給体制を計画的に整備することを目的とします。
- ・佐賀市における今後の高齢者福祉事業全般の進むべき方向性を示すことを目的とします。

### 3 策定委員会のスケジュール（案）

- ・策定委員任期 令和5年8月25日～令和6年3月31日
- ・策定委員謝金 報酬日額に準ずる（日額 5,630円）
- ・令和5年8月～令和6年2月までに、策定委員会を4回程度開催予定。
- ・策定委員会の具体的な協議内容

開催予定日	委員会名	議題
令和5年 8月	第1回	現行計画の進捗状況報告、重点事項の審議
令和5年10月	第2回	重点目標と取組について審議
令和5年11月	第3回	計画素案について審議
令和6年 2月	第4回	パブリックコメント結果を受けた計画最終案の審議